

特殊車両通行 ハンドブック

2025.4月版

自動車運転者
運行管理者

必携



道路法に基づく車両の制限とは

□ 一般的制限値

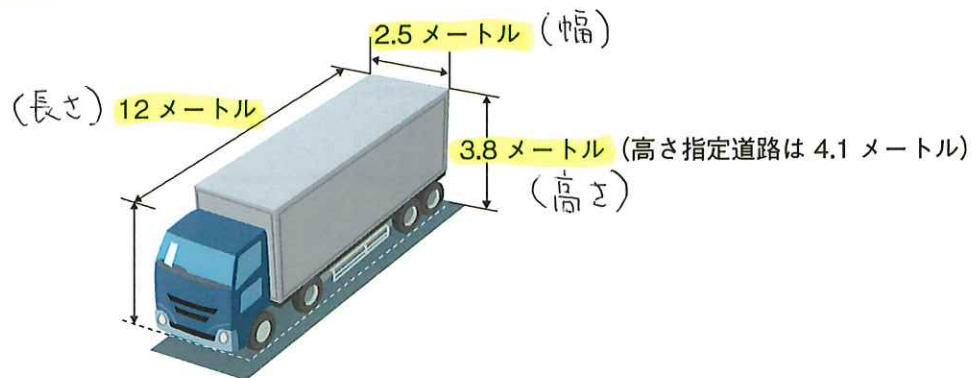
道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。
(道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条)

原則、下記の寸法や重量の一般的制限値を 1 つでも超える場合は、通行可能経路の確認の回答または通行許可が必要です。

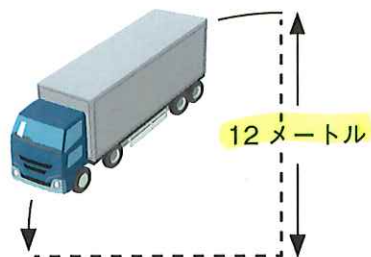
		一般的制限値 (最高限度)
寸法	幅	2.5m
	長さ	12.0m
	高さ	3.8m (高さ指定道路は 4.1m)
	最小回転半径	12.0m
重量	総重量	20.0t (高速自動車国道及び重さ指定道路は最大 25.0t)
	軸重	10.0t
	隣接軸重	18.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満 19.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上
	輪荷重	5.0t

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、けん引されている車両を含みます。
(車両制限令第 2 条)

車両の幅、長さ、高さ



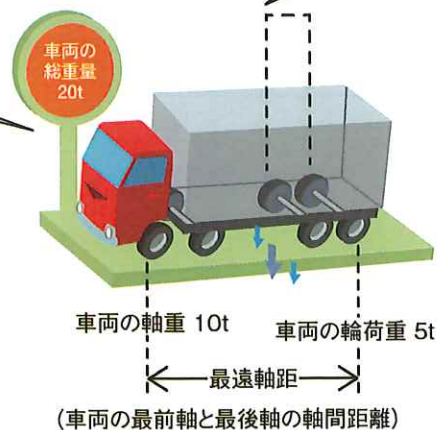
車両の最小回転半径



車両の総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重

- 18.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
- 19.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
- 20.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上

高速自動車国道及び
重さ指定道路は最大25.0t





○指定道路であることを示す標識





指定道路について、迂回が必要な区間等特に必要となる箇所には、以下の案内標識が設置されます。

ただし、指定道路は官報等による公示がされますので、指定道路であっても、標識が設置されない場合があります。

《重さ指定道路を示す標識》

区間の表示※ 1	分岐の表示※ 2
	

《高さ指定道路を示す標識》

	区間の表示※ 1	分岐の表示※ 2
一般道路に設置するもの		
高速道路等に設置するもの		

※ 1 区間の表示：走行している道路が指定道路であることを示す標識

※ 2 分岐の表示：分岐点等において指定道路の方向を示す標識

□新規格車

新規格車とは、以下の制限値を満たす車両をいいます。総重量以外の制限値は、一般的制限値と同じになります。

新規格車は、高速自動車国道及び重さ指定道路を自由に通行することができますが、その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ、通行可能経路の確認の回答または通行許可が必要となります。

総重量の制限値

車種	最遠軸距 (d)	長さ	新規格車の制限値
特例 5 車種	$8.0\text{m} \leq d < 9.0\text{m}$	—	$24.0\text{t} < \text{総重量} \leq 25.0\text{t}$
	$9.0\text{m} \leq d < 10.0\text{m}$	—	$25.5\text{t} < \text{総重量} \leq 26.0\text{t}$
単車 特例 5 車種を 除く連結車	$d < 5.5\text{m}$	—	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
	$5.5\text{m} \leq d < 7.0\text{m}$	$9.0\text{m} \leq \text{長さ}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
		長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
	$7.0\text{m} \leq d$	$11.0\text{m} \leq \text{長さ}$	総重量 $\leq 25.0\text{t}$
		$9.0\text{m} \leq \text{長さ} < 11.0\text{m}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
		長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$

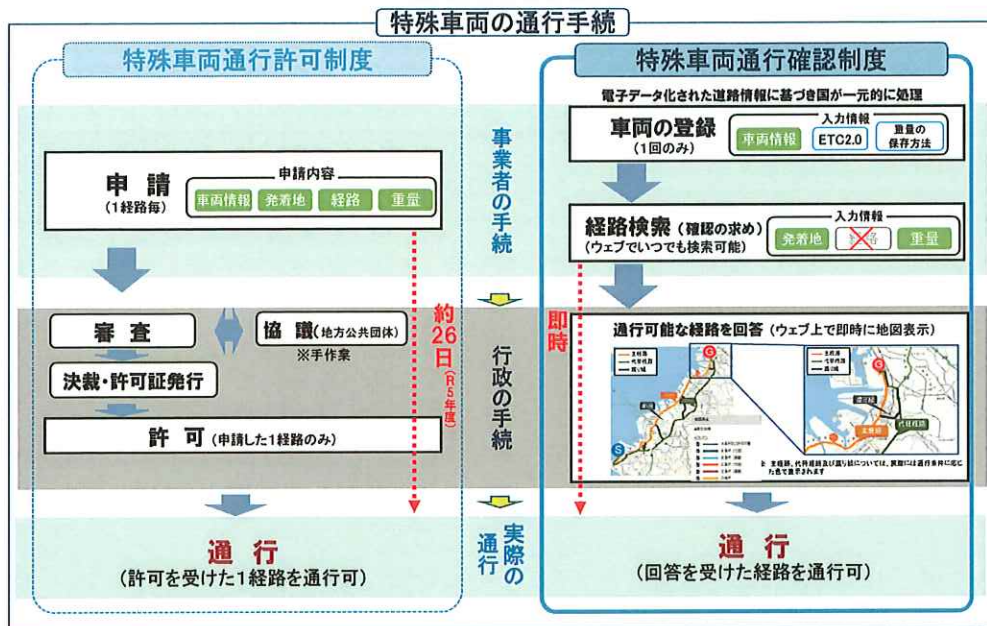
○新規格車の特徴

積載する貨物は分割できるものでもかまいません。右図のワッペンを車両の前面に貼ることになっています。(道路運送車両の保安基準)

20t
超



特殊車両通行制度



一定の寸法や重量を超過する車両について、道路を通行させる場合、道路法にもとづき通行可能経路の確認の回答または通行許可を受ける必要があります。

この道路管理者への手続きには、24 ページからの「特殊車両通行確認制度」と28 ページからの「特殊車両通行許可制度」があります。

□特殊車両通行確認制度の概要

道路法第47条の3～14にもとづく「特殊車両通行確認制度」とは、事前に車両諸元等の情報を登録した車両について、積荷、発着地等を指定して通行可能経路の確認を行い、通行可能経路の回答を受けた範囲内で通行できるようになる制度です。

道路管理者が事前に整備した道路情報データを利用してシステムで自動確認を行い、必要な条件を付して回答書を交付します。

□特殊車両通行許可制度の概要

道路法第47条の2にもとづく「特殊車両通行許可制度」とは、事前に道路管理者に対し、車両諸元、通行経路等を指定した特殊車両通行許可申請を行い、許可を受けた範囲内で通行できるようになる制度です。

申請を受けた道路管理者は審査を行い、必要な条件を付して通行の許可または不許可の判断を行います。許可の場合は、特殊車両通行許可証が交付され、許可された経路を通行でき、運行する際は条件を守り許可証を携行する義務が生じます。

○特車ゴールド制度

特車ゴールド制度とは、オンライン申請システム（申請窓口：国）で、ETC2.0 車載器をセットアップ・装着した車両の登録と、特車ゴールド制度の利用登録を行うことにより、許可更新手続きの簡素化及び大型車誘導区間における経路選択が可能となる制度です。

※大型車誘導区間とは

道路の老朽化への対策として、大型車両を望ましい経路へ誘導し、適正な道路利用を促進するために指定された道路のこと

【大型車誘導区間の指定道路及び重さ・高さ指定道路の状況】

URL:<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html>

なお、特車ゴールド制度の詳細については、以下の Web サイトをご覧ください。

【ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度に関するお知らせ】

URL:https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html

橋・トンネル等の制限

一般的制限値以下の車両であっても、橋、高架道路、トンネル等車両の重量、高さで制限値が定められているときは、これを超えて通行してはいけません。

(道路法第 47 条第 3 項)

○車両の重量が制限されている場合



○車両の高さが制限されている場合



道路標識に示されている制限値を超える車両を通行させようとする場合は、特殊な車両と同様に、道路管理者に「通行許可申請」を行わなければなりません。

(道路法第 47 条の 2 第 1 項)